

2020文議第884号
令和3年2月9日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第31号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第32号	消費税率5%への引き下げを求める請願
	第33号	核兵器禁止条約に署名・批准を求める請願
建設 (4件)	第34号	「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、新型コロナ危機を契機とした新しいまちづくりの方向性も盛り込みつつ、文京区としての総合的で一貫性のある「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
	第35号	区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願
	第36号	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催・終了に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めたり、両条例に基づく「説明会」に関わる手引書等を整えたりすることを求める請願
	第37号	地域の区民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整えるなど、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運が途切れることなく醸成・促進し、きめ細かく後押しする仕組みを求める請願
文教 (1件)	第38号	コロナ禍のもと、子どもたちの安全と安心、学びと発達を保障する少人数学級の実現を求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第31号
件名	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める 請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎戸忠子
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために公営競馬は無観客で実施され勝ち馬投票券も販売されていません。これを機に、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

コロナ禍のもと、営業を続けられるか、廃業か日々悩み苦しんでいる区民に寄り添い、ギャンブル施設からの収益ではなく、それぞれの生業が持続可能となり、納税もできるように、区も自粛要請だけでなく補償に力を尽くして下さい。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第32号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

新型コロナ禍による深刻な影響が拡大しています。菅内閣は2度目の緊急事態宣言を発出しましたが、医療提供体制が逼迫しているとして11都府県に2月7日まで発令中の緊急事態宣言を、栃木県を除く10都府県で3月7日まで延長することを決めました。感染防止のための自粛と補償は一体で行うべきで、十分な補償もなく罰則で従わせる政府の方針は大問題です。

コロナ禍は世界でも広がっていますが、諸外国では国のトップが明確なメッセージを国民に届け、間髪入れずに支援策を打ち出しています。ヨーロッパをはじめ、50カ国・地域が、消費税を減税しました。事業継続を応援し、雇用維持や低所得者への支援につなげています。コロナに苦しむ国民負担の軽減へ、政治が決断すべきです。

しかし、菅政権が消費税減税に反対しており、その理由として、社会保障の財源だからという声もありますが、後期高齢者の医療費窓口負担2倍化計画など社会保障は負担増、給付減の連続です。公立・公的病院の統廃合、生活保護費の削減など枚挙にいとまがありません。

消費税導入から32年。国民が負担した消費税額は424兆円に上ります。ところが、同じ時期に法人税と所得税の税収は586兆円も減っています。消費税が法人税や所得税の減収の穴埋めとして使われているのです。税金の集め方、使い方を見直すことで、消費税に頼らなくとも、社会保障の財源は確保することができます。富裕層や大企業に応分の負担を求めれば、43兆円の財源が生まれます。韓国などでは、軍事費を削減してコロナ対策に予算を回しています。日本でも軍事費や不要不急の公共工事を削減することで、コロナ対策の予算確保は可能です。税金を使うなら兵器ではなくコロナ対策に回すよう求めます。

新型コロナ感染症の広がり、貧困と格差の広がりを浮き彫りにしています。学生やひとり親家庭など社会的に弱い立場の人たちほど、影響が大きくなっています。毎日の暮らしにかかる消費税の減税は、コロナ禍の緊急経済対策として、生活応援の効果的な支援策です。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%へ引き下げを国に求めてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第33号
件 名	核兵器禁止条約に署名・批准を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択され、国連創設デーの2020年10月24日、発効に必要な50カ国の批准を達成し、2021年1月22日に効力を発することとなりました。

条約は前文で、「ヒバクシャの許容しがたい苦しみと被害に留意」し、「核兵器のいかなる使用も人道の原則に反対する」と明記し、開発、実験、生産、製造、備蓄、移譲、使用の威嚇まで、核兵器にかかわるあらゆる活動を全面的に禁止しています。「原子兵器の撤廃」を掲げた国連総会の第1号決議（1946年1月）の実現へ、歴史的な一歩です。核兵器を違法とする初の国際条約ができる事により、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなります。

国連のグテーレス事務総長は、条約の発効が確定したことを受け、「この条約を求めてきた多くの核爆発や核実験の被害者に捧げられるもの」であり、「核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の結末に注目の目を向けさせてきた、世界中の運動の成果」だと述べました。心と体に癒える事のない傷を抱えながら、自らの体験を語り「人類と核兵器は共存できない」と訴えてきた広島・長崎の被爆者と共に「核兵器のない世界」をめざしてきた日本と世界の市民社会、国連や各国政府の共同の力でつくった条約です。

世界が核兵器廃絶へ大きな一歩を踏み出す中、日本政府は「保有国と非保有国を分断するもの」などと、核兵器禁止条約に反対し続けています。「唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードする」と言いながら、核兵器廃絶の道筋を示した核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にも厳しく批判されています。世論調査では7割以上の国民が日本は核兵器禁止条約に参加すべきだとしています。国際社会と国民の声に応え、日本政府はただちに核兵器禁止条約に署名・批准し、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすときです。

500近い地方議会が国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。文京区においてもぜひ意見書を提出していただくよう、お願いいたします。

請願事項

- 1 日本政府は、2017年7月7日国連で採択され2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約に直ちに署名、批准し、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止・廃絶責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書を提出するよう請願します。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第34号
件名	「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、新型 コロナ危機を契機とした新しいまちづくりの方向性も 盛り込みつつ、文京区としての総合的で一貫性のある 「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本 条例」（仮称）の制定を求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、「文京区まちづくり推進要綱」等や「まちづくり」という言葉が入った条例等がありますが、「まちづくり」の総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はなく、文京区としての「まちづくり」の定義を定めてもいなければ、文京区としての「まちづくり」の基本理念も定めていません。

「文の京」総合戦略（注1）はありますが、将来都市像として「みんなが主役のまちづくりを浸透させていきます」と謳いながら、具体的な行政施策は他の「まちづくり」行政先進自治体に比べて見劣りすると言わざるを得ません。また、基本政策も「環境の保全と快適で安全なまちづくり」を掲げてはいますが、主要課題はNo.41～46の6つ（注2）にとどまり、狭義の「まちづくり」という意味では「地域の特性を生かしたまちづくり」の1つしかなく、文京区としての「まちづくり」の定義・基本理念を定めていないこともあり、どこの自治体にもあるような一般的な「まちづくり」の施策しかなく、文京区の地域特性や諸課題（注3）等を踏まえた独自の「まちづくり」施策が盛り込まれていません。

「文京区都市マスタープラン」が見直されること、新型コロナの「パンデミック」による危機後の新しい「まちづくり」の方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義・基本理念を定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の「まちづくり」関連施策に“横串、を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の定義・基本理念に沿った形で一貫性のある独自施策も盛り込んだ「まちづくり」基本条例が欠かせません。文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域においてメリハリのあるまちづくりを推進していくためにも、下記を区長に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義、文京区としての「まちづくり」の基本理念を定めた上で、「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、新型コロナ危機を契機とした新しいまちづくりの方向性も盛り込みつつ、令和以降の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定してください。

注1）文京区における「基本構想」とこの「基本構想」を具体化する総合的な行財政計画である基本構想実施計画を一体化した、区の最上位計画

注2）41＝誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進、42＝安全・安心で快適な公園等の整備、43＝地域の特性を生かしたまちづくり、44＝移動手段の利便性の向上、45＝地球温暖化対策の総合的な取組、46＝循環型社会の形成

注3）文京区の課題として建築紛争が一向にゼロにならないばかりか、一部の事案では尖鋭化・長期化する傾向が見られる課題があります

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第35号
件 名	区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

日本では国民においても一般企業においても、コンプライアンス（法令順守）意識が総じて高いことに照らせば、条例等の中に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明文化してあれば、改めて窓口で説明するまでもなく、その重要性と必要性を自ずと認識し、区役所の窓口において手引書などを交えて口頭で説明するより、よほど効果があると考え、ことに相当の合理的根拠があると考えられます。

都市計画法第18条の2の規定に基づき、文京区でも「文京区都市マスタープラン」（正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、以下、「都市マス」といいます。）を策定しているところですが、区内で開発を手掛ける企業の中には「都市マス」を熟読しないで建物を設計した事業者もいましたが、この業者においても「条例等は読んでいます」と強調したことからも条例等における明文化の必要性があるといえます。

文京区のまちづくり関連の条例等に「都市マス」の「趣旨に整合するよう努めること」と明記してあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるように改めて話をする必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、都市計画課の職員から「都市マス」の内容について詳しく説明をする手間も省けます。何より新型コロナ危機を契機とした新しい行政対応のあり方としても対面での接触機会も減らせます。そこで条例に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」との一文を加えていただきたく、貴議会に下記を区長に働きかけていただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第4条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。
- 2 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第36号
件名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催・終了に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めたり、両条例に基づく「説明会」に関わる手引書等を整えたりすることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」（以下、「中高層条例」といいます。）や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」があり、「説明会」の開催について定めてあります。しかし、現在の規定内容は文理解釈上、事業者側に有利なものとなっており、結果として事業者側の一方的な押しつけの場となってしまうかねず、それも一因として建築紛争になる事態を招いています。

例えば、小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」を巡っては、隣接敷地内も含めて擁壁を構築する計画でありながら「説明会」では一切触れず、第1回「説明会」から2年以上経ってから隣接住民らが知ることになるという事態が発覚しています。

これは現在の両条例における「説明会」の規定が、事業者側の一方的な説明の押しつけを可能にする内容になっているからであり、本来の「説明会」の趣旨である相互理解を深め、相違点における歩み寄りを促す内容になっていないからに他なりません。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもとで、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であり、それが本来の意味での「説明責任」でもあります。

そこで、両条例における「説明会」の規定を改めるとともに、「説明会」に関わる手引書を整えるなど、事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくなるよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願をいたします。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を未然に防ぎ、区も一層の努力を事業者側に促せるようにしてください。
- 2 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分であるにも拘わらず工事を強行して地元区民との信頼関係を壊し、紛争が拗れたり尖鋭化したりするのを防げるようにしてください。
- 3 「説明会」に関わる手引書を新たに作成し、その中で①建築基準法等関係法令に適合していればどんな建築物を建ててもいいということではないということ、②「説明会」の回数の制限等はないこと、「説明会」による説明が終了したら「説明会」の記録及び近隣関係住民からの意見等に対する対応について整理し、③確認申請を行う前に住環境課に提出すること——などを盛り込んでください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第37号
件 名	地域の区民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整えるなど、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運が途切れることなく醸成・促進し、きめ細かく後押しする仕組みを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区では、区が「拠点地区」に位置づけた地区については「まちづくり基本計画」を策定することができますが、区民が自発的に自分たちの地域の住環境を守るために「まちづくり協定」「まちづくり憲章」等を策定しても、世田谷区（注1）や目黒区（注2）のように、区がきめ細かく後押しする仕組みが文京区では充実していません。区内ではいくつかの地域で、世田谷区の「成城憲章」に倣った「まちづくり憲章」を作る動きがありますが、文京区にはこうした「憲章」を区が認定・登録するような制度がなく、「憲章」に基づくルールや協定等を地元区民が結んでも、現状では住民が勝手に作った、まさに「絵に描いた餅」に終わってしまい、たとえ地域でまちづくりの機運が出てきても、その機運を途切れることなく醸成し促す仕組みもありません。

「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的なルールづくりの機運を途切れることなく醸成し、促し、きめ細かく後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的な取り組みを大切にしつつ、区民任せで単に「待つ」のではなく、その思いと願いを区が汲み取り大切に育んでいくことが欠かせません。

つきましては、地域の区民が「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」等を策定する機運を途切れることなく醸成し促し、区として認定・登録する仕組みを整えるなど、区民の自発的な「まちづくり」をきめ細かく後押しするよう区長に働きかけて頂きたく貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 「まちづくり協議会」への助成金交付やコンサルタントの派遣だけでなく、世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念や基本方針等を「憲章」のような形で区民が策定した場合、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。
- 2 地域の区民が策定した具体的なまちづくりのルールや協定等についても、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。

注1) 世田谷区には、都市計画法に基づく「地区計画」とは別に、独自の仕組みとして区民等が地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届け出て、一定の要件を満たせば「区民街づくり協定」として登録し、区は登録された「区民街づくり協定」を公表し、建築事業者等に対して窓口等で周知を図る制度があります。「成城憲章」もそのひとつとして登録されています。

注2) 目黒区には「目黒区地域街づくり条例」があり、区が認定した「地域街づくり団体」が策定した「地域街づくり計画」やそれに基づく「地域街づくりルール」の認定制度を設けています。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年2月5日 第38号
件 名	コロナ禍のもと、子どもたちの安全と安心、学びと 発達を保障する少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

政府は2月2日の閣議で、公立小学校の学級編成標準を35人に引き下げる義務教育標準法改正案を決定しました。

小中学校の学級編成は義務教育標準法で定められています。現在は小1のみ35人で小2～中3は40人。日本の1学級あたりの児童数は世界でも突出して多くなっています。一人ひとりの子どもにきめ細やかな教育を実現するため、私たちは少人数学級を求め続けてきました。

新型コロナ感染拡大で40人学級では感染防止のための距離をとれないことが問題となり、分散登校では少人数学級の利点を多くの子どもや保護者、教職員が実感。約600自治体で少人数学級を求める意見書が可決されたのをはじめ、少人数学級を求める人たちの輪は、教育研究者、校長会、教育委員会、PTAなどへかつてなく広がりました。

2021年度は小2を対象に、5年間かけ1学年ずつ低学年から順に35人学級に移行させます。現4～6年生は、卒業するまで40人学級のままで学び続けることとなります。文京区は35人学級の教室の確保は既存の諸室の普通教室化で対応可能との見解を示しています。

以上のことから次のことを要請します。

請願事項

- 1 35人学級の実施については、教室の「密」を早く解消するためにも、5年かけず期間を短縮し、ただちに小学校全学年で実施するよう国に要望すること。
- 2 35人学級の実施については、東京都独自に教員を配置し5年かけず期間を短縮し、ただちに小学校全学年で実施されるよう、東京都に要望すること。
- 3 35人学級は小学校と共に、中学校や高校に対象を広げ、速やかに30人学級、そして20人程度の学級の実施に踏み出すよう、国に要望すること。
- 4 どの子にもゆきとどいた格差の無い教育環境を保障するため、文京区として小学校全学年で35人学級を実施すること。